

6 月定例会のお知らせ！

(第 1 日 目)

6 月 8 日(木) 午前 10 時開会

4 人の議員が一般質問

本 会 議 (一般質問)

・会期の決定や諸報告後、一般質問があります。

質 問 者		質 問 内 容	答 弁
1	八 鍬 信 一 議 員	①「県道30号線」消雪道路の改修 ② 消流雪溝の整備計画	村長
2	佐藤 雅之 議員	・村行政デジタル化推進計画と課題は	村長
3	斉藤 光雄 議員	・村政について村長に問う	村長
4	須藤 敏彦 議員	・豊牧小坂野地区地すべり維持管理今後の対応は	村長

※時間は 10 時開会から引き続いて行われます

※質問者の制限時間は 45 分

(第 2 日 目)

6 月 9 日(金) 午前 10 時開会

本 会 議 (議案審議)

・村長から提案された様々な議案(補正予算・条例改正等)を審議します。





Oh!蔵 SPORT 通信

2023 年
春号

大蔵村総合型地域スポーツクラブ

スポーツ推進の背景



I, スポーツの考え方の変化

「スポーツは人類共通」のという考え方のもと、トップアスリートだけでなくとも私たちの生活を豊かにするものとして、スポーツを楽しみたい人、スポーツを通して交流や仲間づくりをしたい人、健康のためにスポーツをしたい人など人々のスポーツに対する考え方が変わってきています。

II, 社会の変化（少子高齢化社会の進展等）

- 少子高齢化社会の進展とともにスポーツを取り巻く環境が大きく変化してきています。
- 子どもたちを取り巻く生活環境の変化がスポーツ環境の変化（時間・空間・仲間の減少）へ影響を及ぼし、子どもの体力低下が社会問題となっています。
- 高齢者の生きがいづくりや青少年の健全育成なども地域の課題となっています。
- 生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築を図るため、中学校部活動の地域移行への改革が打ち出されてきましたが、諸問題が浮き彫りになってきています。



III, スポーツ行政の変革

これまで、地域における住民へのスポーツサービスは、行政側で施設・指導者・プログラム・教室（仲間）等すべて準備し、地域住民は受け身でした。しかし、これからは、『地域住民は、スポーツサービスの受け手であるとともに創り手、担い手でもある』という住民の主体性を尊重し、新しい地域のスポーツ文化を育成していくことをめざしています。そのために行政は、こうした地域住民の取り組みを支援し、地域住民と行政が一体となって地域のスポーツ振興を推進していこうと変化してきているのです。

＊スポーツを通じて地域のコミュニティづくりや活性化、地域振興につなげ、生涯を通してスポーツを楽しめる組織構造と理念を持つのが NPO 法人 Oh!蔵 SPORT です。
鍵金野のパークゴルフ場も地域のにぎわいづくり・地域振興の一翼を担っています。

スノートレッキング・ノルディックウォーキング in 肘折



4月1日は、中山総合スポーツクラブからも80歳代の方々等多数参加していただき、かんじきで雪を踏みしめながら肘折の里山を歩き、けつつで滑り、ターザンになってぶら下がり、4月29日は、雪上の桜をめざして歩き、両日とも最後には、ジビエの BBQ でお腹を満たし、体中で4月の雪の肘折を楽しみました。

2023年度の活動がスタートしました！



フィットネス



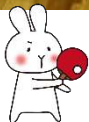
キッズダンス



トランポリン



卓球



今年度から、
「女性専用の時間」
も設定されました。



貯筋学講座

ノルディックウォーキング



今年度は、昨年までより回数が増え、6回のノルディックウォーキングを計画していますので、一緒に歩いて知らなかった村の良さを発見してみませんか？

中村直幹選手 いらっしゃ~い！



スキージャンプ選手の北京オリンピックにも出場した中村直幹さんが、お母さんが作の巻出身ということで、本村来訪の折に、Oh!蔵 SPORT に来てくださいました。

思いがけない訪問にまっぼっくりで活動中の会員の皆さんもびっくり！そして笑顔いっぱいでおしゃべりに花が咲きました。

中村直幹（なかむら なおき）選手

世界で活躍しているスキージャンプ選手
北京五輪男子団体ラージヒル5位
ワールドカップ2022-23シーズン
最終戦で日本勢最高位の7位



令和5年5月26日

大 蔵 村 民 各 位

大蔵村青少年育成村民会議
会 長 早 坂 竹千代

令和5年度大蔵村青少年育成村民会議会費の納入について（お願い）

青葉の候、皆様におかれましては益々ご健勝のことと心よりお喜び申し上げます。

また、日頃より青少年の健全育成につきましては格別なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大蔵村青少年育成村民会議では、広く村民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を目的とした活動を展開していくために、全戸加入と1世帯あたり300円の会費を納めていただくことについて、3月23日（木）の理事会において承認され、地区代表者の皆様をお願いしたところであります。

つきましては、1世帯あたり300円を会費として納めて下さいますよう、ご協力をお願い申し上げます。

また、既に納入頂きました地区の皆様におかれましては、感謝申し上げ、今後何卒よろしくお願いいたします。

大蔵村青少年育成村民会議
事務局 担当 斎藤・早坂
大蔵村中央公民館内 TEL75-2323

令和4年度は、次のように青少年の健全育成に使わせていただきました。

(収 入)

○村民の皆様からの会費	233,900円
○村、地区の補助金	239,000円
○繰越金等	52,716円
計	525,616円

(支 出)

○青少年育成活動費	170,000円
○子ども会地域活動助成	62,800円
○青少年健全育成ポスター印刷代	44,000円
○交通安全活動助成金	53,000円
○その他事務費等	161,196円
計	490,996円

※残額34,620円は、令和5年度に繰越しさせていただきました。

令和5年6月2日

令和5年度 大蔵村社会福祉協議会会費納入のお願い

日頃より、社会福祉協議会の事業運営につきましては、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に組織されており、地域で起きている問題を、その地域に住んでいる人たちで解決することができるように、住民・行政・関係者等、様々な機関との連絡調整を行っております。

社協会費について

社会福祉協議会は、地域住民の支え合いを通じて、お互いにしあわせを共有するために、大蔵村の全ての住民の皆様を会員としており、皆様よりいただく会費は、地域福祉への「住民参加」という大きな意味を持っております。住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくり推進のため、本年度も会費の納入にご理解とご協力をお願いいたします。

会費 一世帯あたり 1,000円

ご協力いただきました会費は、さまざまな福祉サービスや相談活動、ボランティア活動の充実、福祉団体さらには行政・関係機関との協働事業など、地域福祉活動のために使わせていただきます。

つきましては、地区代表さん（隣組長さん）がお伺いした際は、趣旨をご理解いただきご協力くださいますようお願いいたします。

社会福祉法人 大蔵村社会福祉協議会
会 長 押 切 建 一

ご不明な点がございましたら、下記へご連絡くださいますようお願いいたします。

社会福祉法人 大蔵村社会福祉協議会
大蔵村大字清水2528（大蔵村役場 健康福祉課内）
TEL 75-2104（内線273）



—大蔵村社会福祉協議会の今年度予算および前年度決算の概要をお伝えします—

令和5年度 収支予算 概要

◎ 収 入 (単位：円)			
項 目	収入予算額	説	明
会 費	834,000	834世帯×1,000円	
助成金及び補助金	1,642,000	山形県社会福祉協議会助成金 50,000円・大蔵村補助金 1,592,000円	
山形県共同募金会配分金	667,000	赤い羽根募金配分金 271,000円・歳末たすけあい配分金 396,000円	
雑 収 入	1,000	預金利子等	
当期資金収支差額	1,548,000		
経常収入額	4,692,000		

◎ 支 出 (単位：円)			
項 目	支出予算額	説	明
役員会等運営事業	186,000	法人運営会議費等	
事務局運営事業	2,428,000	事務局事務費・職員人件費等	
福祉活動推進事業	986,000	ボランティア活動推進事業費	
福祉団体支援事業	25,000	福祉団体支援事業	
生活福祉資金貸付事務	50,000	生活福祉資金推進及び貸付調査活動費	
福祉サービス利用援助事業	333,000	福祉サービス利用援助事業費	
一般募金配分金事業	278,000	ひとり暮らし、健康交流促進等の高齢者支援事業費・児童福祉事業費	
歳末たすけあい配分金事業	396,000		
予 備 費	10,000		
経常支出額	4,692,000		

令和4年度 収支決算 概要

◎ 収 入 (単位：円)			
項 目	収入決算額	説	明
会 費	834,000	834世帯×1,000円	
助成金及び補助金	1,730,402	山形県社会福祉協議会助成金 47,200円・大蔵村補助金 1,683,202円	
山形県共同募金会配分金	665,459	赤い羽根募金配分金 269,259円・歳末たすけあい配分金 396,200円	
雑 収 入	6,826	預金利子等	
前期末支払資金残高	600,598	共同募金繰越金 450,071円・社会福祉充実残額 150,527円	
経常収入額	3,837,285		

◎ 支 出 (単位：円)			
項 目	支出決算額	説	明
役員会等運営事業	141,100	法人運営会議費等	
事務局運営事業	2,205,743	事務局事務費・職員人件費等	
福祉活動推進事業	212,795	ボランティア活動推進事業費	
福祉団体支援事業	16,500	戦没者追悼式事業費	
生活福祉資金貸付事務	25,200	生活福祉資金推進及び貸付調査活動費	
一般募金配分金事業	719,330	ひとり暮らし、健康交流促進等の高齢者支援事業費・児童福祉事業費	
歳末たすけあい配分金事業	396,200	村内配分 379,000円・施設配分 17,000円	
経常支出額	3,716,868		

当期資金収支差額	120,417	お互いに助け合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して ～皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いします～
----------	---------	---

20%プレミアム付 大蔵村商品券発売!!

贈って喜ばれ！
いただいて便利！
買ってお得な！

期間限定 1冊1万円で12,000円分の
商品券を発行します。

令和5年 **売り切れ次第終了**

**販売
開始**

6月24日(土)から

販売総額 2,000万円
(額面2,400万円)

◎購入可能／1世帯10万円まで
※それぞれ10,000円から購入できます。

◎購入可能な方
**大蔵村民
のみ**

☆販売期間／令和5年6月24日(土)～売り切れ次第終了
☆使用期間／令和5年6月24日(土)～令和6年1月31日(水)

代理購入不可

世帯主本人もしくは
同居のご家族が直接
購入して下さい！



◎販売・お問い合わせ

大蔵村スタンプ会・もがみ南部商工会大蔵事務所

商工会のみでの販売となります。

〈時間／8:30～12:00〉

☎0233-75-2162

※6月24日のみ

肘折センター(時間／8:30～12:00)

ふるさと味来館(時間／8:30～12:00)

でも販売致します。

◎当日、商工会での販売のみ午前7:00から整理券の配布を行います。

令和5年度大蔵村20%プレミアム付き商品券 購入申込書 〔購入年月日 令和5年 月 日〕 ※は商工会で記入

	世 帯 主	住 所	電話番号	購入金額	※発行No.
世帯購入		大蔵村大字		万円	

第20回 四ヶ村の棚田

ほたる火

コンサート

棚田に灯るほたる火の中
幻想的な空間で一夜限りの演奏をお楽しみください

2023年 8月5日 土

最上地域観光情報サイト

AMAZING
MOGAMI



出演



小林 真人 (作曲家・ピアニスト・作詞家)

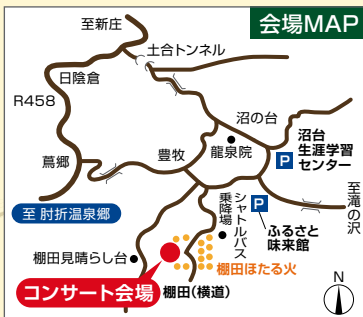
国立音楽大学応用演奏科卒業。オリジナルのピアノ作品CDを10枚リリース。プラネタリウム番組の音楽担当、小中学校の校歌、山梨市歌、第35回国民文化祭・みやざき2020合唱テーマソング、ポップスの合唱アレンジやピアノ伴奏譜アレンジなど、作曲、作詞、編曲活動は多岐にわたる。作詞・作曲した合唱曲「明日を信じて」と「You can fly!」が教育出版発行の小中学校音楽の教科書に採用されたことをきっかけに、全国の小中学校で芸術鑑賞会を行うようになる。年間100回を超えるその公演は、度々メディアに取り上げられている。山梨県立県民文化ホール アーティスト・アドバイザー。桐朋学園芸術短期大学非常勤講師。山梨市観光大使。



宗次郎

ヴァイオリン：今井博子、アコースティックギター：小林健作

陶製の笛オカリナの第一人者。群馬県館林市出身。1975年、生まれて初めて聴くオカリナの音色、響きに魅せられる。この年から、自分の目指す音を求めて本格的にオカリナ作りを始める。1985年までの10年間に制作した数は1万個を越えている。その中から選りすぐった10数個のオカリナを使用している。1985年にレコードデビューし、1986年のNHK特集「大黄河」の音楽で一躍脚光を浴び、人気アーティストとしての地位を得る。2008年8月、オカリナの普及やファンとの交流の場として茨城県常陸大宮市の自宅近くに「Sojiroオカリナの森」を建設。2022年10月に3年振りとなるオリジナル・ニューアルバム『オカリナの森・心象スケッチ』を発売。常に自然との関わりの中で土とのふれ合いを大切に、コンサート、作曲、創作活動を続けている。



●当日は、たいへん混雑が予想されるため、早めのご来場をおすすめいたします。

※会場周辺には駐車場がありませんので、沼台生涯学習センターグラウンド・ふるさと味来館駐車場をご利用ください。
※駐車場からシャトルバスを運行しますが、バスを降りてからコンサート会場まで500mほど徒歩移動が必要となります。
※運動靴など動きやすいお足元でご来場願います。
※駐車場からのシャトルバスは午後3時から運行します。

会場 山形県大蔵村 四ヶ村の棚田

※雨天時 沼台生涯学習センター

詳細については村観光協会HPをご覧ください。



時間

午後5時15分

開催

午後5時40分～

コンサート開演

午後6時20分～

ほたる火点火セレモニー

午後6時30分～

ほたる火点火

午後6時45分～

コンサートフィナーレ

午後7時30分

コンサート終了

※ほたる火は点火してから、1時間30分ほど点灯しています。

全席
自由

コンサートの座席は400席ほどご用意しています。全席自由で、先着順とさせていただきます。その他、立ち見や簡易イス等を持参しての観覧もできます。裏面の肘折温泉郷宿泊プランで申し込まれた方には、座席をご用意いたします。

コンサートの撮影は禁止 ※「ほたる火」の観賞は自由にできます。

コンサートに関するお問い合わせ

四ヶ村棚田ほたる火コンサート実行委員会事務局
TEL.0233-75-2105 FAX.0233-75-2231
E-mail: info@vill.ohkura.yamagata.jp
〒996-0212 山形県最上郡大蔵村大字清水2528 大蔵村役場 産業振興課内

当日のお問い合わせ

ふるさと味来館 TEL. 0233-34-6001
大蔵村大字南山967-9

大蔵村観光協会ホームページアドレス <https://ohkura-kanko.com>

主催 四ヶ村棚田ほたる火コンサート実行委員会

四ヶ村地区、四ヶ村開発協議会、肘折地区、肘折温泉旅館組合、肘折温泉商店組合、大蔵村観光協会、山形県最上総合支庁、大蔵村

後援 東日本旅客鉄道株式会社新庄駅、NHK山形放送局、朝日新聞山形総局、毎日新聞山形支局、読売新聞山形支局、河北新報社、山形新聞・山形放送、株式会社山形テレビ、テレビユー山形、(株)さくらんぼテレビジョン、株式会社エフエム山形

▼裏面に肘折温泉郷宿泊プランがありますので、是非ご利用ください。

「ほたる火コンサート」へのご来場の際には、 開湯1200年の歴史ある 湯治場・肘折温泉郷にぜひご宿泊ください。

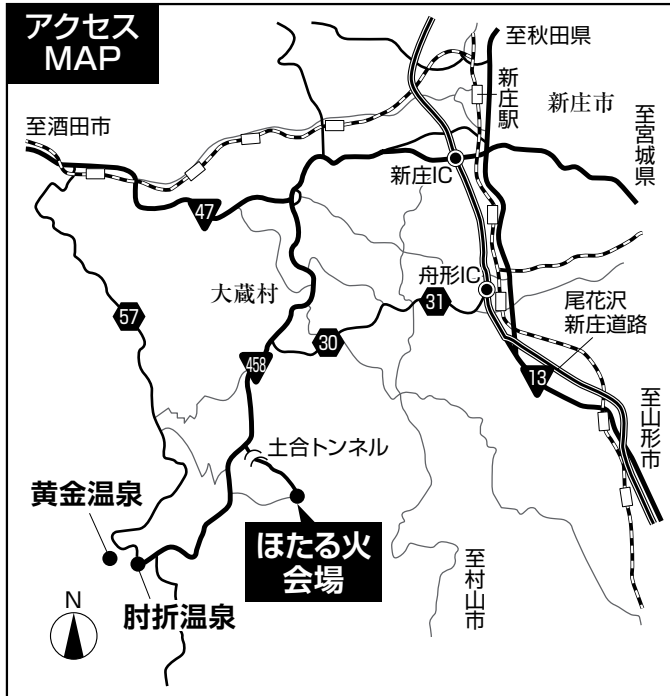
※「コンサート鑑賞宿泊プラン」のお客様には、座席をご用意するとともに、会場の棚田までご案内をさせていただきます。宿泊予約の際に、コンサート鑑賞希望とお知らせください。

◇湯宿のご案内 <https://hijiori.jp/> — コン서트鑑賞宿泊プラン特典 コン서트席付き —

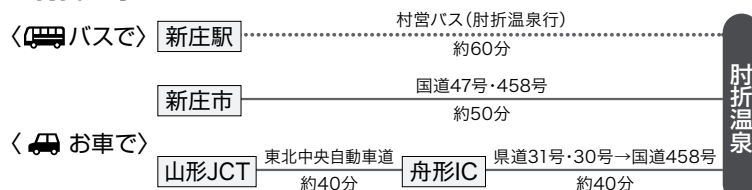
旅館名	料金(一泊二食付)	客室	電話番号	旅館名	料金(一泊二食付)	客室	電話番号
旅館 伝蔵	9,000円～	7室	0233-76-2425	三春屋本館	6,000円～12室(朝食のみ)	0233-76-2036	
木村屋旅館	9,350円～	5室	0233-76-2139	三春屋別館	6,000円～12室(朝食のみ)		
ゑびす屋	9,000円	11室	0233-76-2008	若松屋村井六助	8,950円～(朝食のみ・夜軽食あり)	27室	0233-76-2031
西本屋旅館	6,600円～	3室(朝食のみ)	0233-76-2316				
亀屋旅館	9,500円～	17室	0233-76-2311	三浦屋旅館	6,000円～	5室(朝食のみ)	0233-76-2046
丸屋旅館	19,950円～	7室	0233-76-2021	松井旅館	10,000円～	10室	0233-76-2016
優心の宿観月	14,450円～	22室	0233-76-2777	旅館 勇蔵	10,000円～	11室	0233-76-2151
お宿 大穀屋	8,800円～	21室(朝食のみ)	0233-76-2336	斎藤旅館	8,500円～	3室	0233-76-2040
大友屋旅館	11,150円～	16室	0233-76-2331	玉乃屋旅館	8,800円～	6室	0233-76-2215
つたや肘折ホテル	11,150円～	23室	0233-76-2321	湯宿元河原湯	19,950円～	12室	0233-76-2259
四季の宿 松屋	8,650円～(朝食のみ・夜軽食あり)	11室	0233-76-2041	金生館	9,000円～	20室	0233-76-2418

四ヶ村棚田ほたる火コンサート鑑賞プランの詳細及び、肘折温泉郷宿泊については、各旅館に直接お問い合わせ下さい。

アクセス MAP



●肘折温泉へのアクセス



●新庄駅から会場までの無料シャトルバス運行について

行き 15:00 新庄駅東口発
 帰り 20:30 ふるさと味来館発

希望する方は実行委員会事務局(0233-75-2105)へ7/20(木)まで申込みください。(先着20名)



第38回大蔵村納涼花火大会

日時 令和5年8月9日(水)

午後7時30分花火打上
最上川河川敷畔

お陰様を持ちまして今年は38回目を開催する運びとなりました。お子様、お孫様の誕生祝い、健やかに育ちますように願いを込めて...

成人、結婚のお祝い、年祝い、同級生、私だけの記念日、故人へ感謝を込めてなど、なんでも結構です。お申し込みは、個人、団体村内外問いません。ご提供者様のご要望は可能な限りお応えさせていただきますので、この機会に記念花火をあげてはいかがでしょうか！

申込期限 令和5年7月11日(火)

花火名	単価	花火名	単価
赤ちゃん号	10,000	7号3連発	90,000
5号玉	15,000	7号5連発	150,000
6号玉	20,000	スターマイン	70,000
7号玉	30,000	デラックススターマイン	90,000
8号玉	40,000	豪華銀乱	120,000
10号玉(尺玉)	70,000	豪華金乱	140,000
5号3連発	45,000	豪華ダイヤモンド	180,000以上
5号5連発	75,000	大仕掛花火	250,000以上
6号3連発	60,000	感謝玉(弔い花火)	15,000~
6号5連発	100,000	組合せ提供自由花火	要相談

※物価高騰により煙火価格が3~5割ほど上昇しております。ご了承下さい。また打ち上げ内容等相談に応じます。

〈お申込み先〉大蔵村花火大会実行委員会(もがみ南部商工会大蔵事務所内)

電話 75-2162 FAX 75-3085
申 込 書

大蔵村花火大会実行委員会 宛
令和5年 月 日

以下のとおり申し込みます

提供者名(団体名等)	
住所・地区名	() 地区
電話番号	()
花火名	
金額	
赤ちゃん名前	(ふりがな)
生年月日・性別	令和 年 月 日生 (男・女)
メッセージ(今年度よりプログラムに掲載し当日のアナウンスは提供者様のお名前のみ のアナウンスとなります)	

所有者不明土地の 解消に向けて、 不動産に関するルールが 大きく変わります。



令和5年4月から
段階的に施行されます！

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



はじめに

Point 1

所有者不明土地って何ですか？

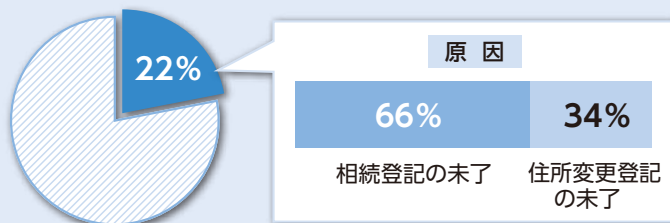


相続登記がされないこと等により、以下のいずれかの状態となっている土地を「所有者不明土地」といいます。

- ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- ② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

全国のうち所有者不明土地が占める割合は九州本島の大きさに匹敵するともいわれています。今後、高齢化の進展による死亡者数の増加等により、ますます深刻化するおそれがあり、その解決は喫緊の課題とされています。

全国における所有者不明土地の割合 (H29国土交通省調査)



Point 2

どんな問題が生じているの？



土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害要因となったり、土地が管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生したりするなど、様々な問題が生じています。



法律のポイント

令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第24号) 及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(令和3年法律第25号) が成立しました(令和3年4月28日公布)。

両法律では、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から、民事基本法制の総合的な見直しが行われています。



1

登記がされるようにするための 不動産登記制度の見直し

- 相続登記・住所等の変更登記の申請義務化
- 相続登記・住所等の変更登記の手續の簡素化・合理化 など

P. 3~4

発生予防

2

土地を手放すための制度 (相続土地国庫帰属制度)の創設

- 相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設

P. 5

発生予防

3

土地利用に関連する 民法のルールの見直し

- 土地・建物に特化した財産管理制度の創設
- 共有地の利用の円滑化などの共有制度の見直し
- 遺産分割に関する新たなルールの導入
- 相隣関係の見直し など

P. 6~7

土地利用の円滑化

1 不動産登記制度の見直し

相続登記の申請の義務化

令和6年4月1日施行



どうして相続登記の申請が義務化されるの？

相続が発生してもそれに伴って相続登記がされない原因として、①これまで相続登記の申請は任意とされており、かつ、その申請をしなくても相続人が不利益を被ることが少なかったこと、②相続した土地の価値が乏しく、売却も困難であるような場合には、費用や手間を掛けてまで登記の申請をする意欲がわきにくいことが指摘されています。

そのため、**相続登記の申請を義務化**することで、所有者不明土地の発生を予防しようとしています。

相続登記の申請義務についてのルール

① 基本的なルール

相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

「被相続人の死亡を知った日」からではないから、不動産を取得したことを知らなければ3年の期間はスタートしないよ！



② 遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

①・②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

相続人申告登記

令和6年4月1日施行



相続登記の申請って大変じゃないの？

不動産を所有している方が亡くなった場合、その相続人の間で遺産分割の話し合いがまとまるまでは、全ての相続人が法律で決められた持分(法定相続分)の割合で不動産を共有した状態になります。

この共有状態を反映した相続登記を申請しようとする場合、法定相続人の範囲や法定相続分の割合を確定しなければならないため、全ての相続人を把握するための資料(戸籍謄本など)の収集が必要となります。

そこで、**より簡易に相続登記の申請義務を履行することができるようにする仕組み**が新たに設けられました。

新しく「相続人申告登記」が設けられました

①登記簿上の所有者について相続が開始したことと、②自らがその相続人であることを登記官に申し出ること、相続登記の申請義務(上記①)を履行することができます。

この申出がされると、申出をした相続人の氏名・住所等が登記されますが、持分の割合までは登記されないので(※)、全ての相続人を把握するための資料は必要ありません(自分が相続人であることが分かる戸籍謄本等を提出すればOK)。

一人の相続人が相続人全員分をまとめて申出することもできるよ。



※相続によって権利を取得したことまでは公示されないため、相続人申告登記は従来の相続登記とは全く異なるものです。

所有不動産記録証明制度

令和8年4月までに施行



親の不動産がどこにあるかは どうやって調べたらいいの？

登記官において、特定の被相続人(亡くなった親など)が登記簿上の所有者として記録されている不動産を一覧的にリスト化し、証明する制度が新たに設けられました。

住所等の変更登記の申請の義務化

令和8年4月までに施行



どうして住所等の変更登記の申請が義務化されるの？

登記簿上の所有者の氏名や住所が変更されてもその登記がされない原因として、①これまで住所等の変更登記の申請は任意とされており、かつ、その申請をしなくても所有者自身が不利益を被ることが少なかったこと、②転居等の度にその所有不動産について住所等の変更登記をするのは負担であることが指摘されています。

そこで、住所等の変更登記の申請を義務化することで、所有者不明土地の発生を予防しようとしています。

住所等の変更登記の申請義務についてのルール

登記簿上の所有者については、その住所等を変更した日から2年以内に住所等の変更登記の申請をしなければならないこととされました。

正当な理由がないのに義務に違反した場合、5万円以下の過料の適用対象となります。



他の公的機関との情報連携・職権による住所等の変更登記

令和8年4月までに施行



住所等が変わったら不動産登記にも反映されるようにならないの？

他の公的機関との情報連携により職権で登記がされるようになります

住所等の変更登記の手續の簡素化・合理化を図る観点から、登記官が他の公的機関から取得した情報に基づき、職権で住所等の変更登記をする仕組みが導入されます。

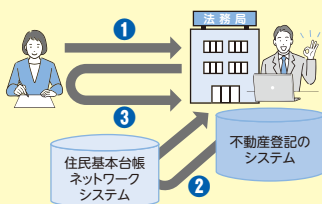
ただし、**自然人(個人)**の場合には、住基ネットからの情報取得に必要な検索用情報(生年月日など)を提供していただく必要があります。また、変更登記がされるのは、**本人の了解があるときに限られます**。

個人の場合は
住基ネット、
法人の場合は
商業・法人登記の
システムと
連携するよ！



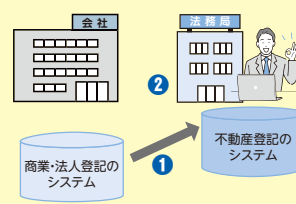
自然人(個人)の場合

- 1 検索用情報の提供
- 2 法務局側で定期的に住基ネットを検索
- 3 住所等の変更があれば本人の了解を得て、職権で変更登記



法人の場合

- 1 商業・法人登記上で住所等に変更があれば不動産登記システムに通知
- 2 職権で変更登記



DV被害者等の保護のための登記事項証明書等の記載事項の特例

令和6年4月1日施行

DV被害等を受けていて不動産登記簿上に住所を公開されたくないときは、どうすればいいの？



DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法上の被害者等を対象に、**対象者が載っている登記事項証明書等を登記官が発行する際には、現住所に代わる事項を記載する制度**が設けられました(本人からの申出が必要です)。

委任を受けた弁護士等の事務所や支援団体等の住所、法務局の住所などが想定されているよ！



2 相続土地国庫帰属制度の創設

令和5年4月27日施行



どんな制度なの？

都市部への人口移動や人口の減少・高齢化の進展などを背景に、土地の利用ニーズが低下する中で土地所有に対する負担感が増加しており、相続された土地が所有者不明土地の予備軍となっていると言われています。

そこで、所有者不明土地の発生予防の観点から、**相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（窓口は法務局です。）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度**が新たに創設されました。



だれでも申請できるの？

基本的に、**相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人**であれば、申請可能です。制度の開始前に土地を相続した方でも申請することができますが、売買等によって任意に土地を取得した方や法人は対象になりません。

また、土地が共有地である場合には、相続や遺贈によって持分を取得した相続人を含む共有者全員で申請していただく必要があります。



どんな土地でも引き取ってくれるの？

次のような**通常の管理又は処分をするに当たって過大な費用や労力が必要となる土地については対象外**となります（要件の詳細については、今後、政省令で定められる予定です）。申請後、法務局職員等による書面審査や実地調査が行われます。

<国庫帰属が認められない土地の主な例>

- 建物、工作物、車両等がある土地
- 土壌汚染や埋設物がある土地
- 危険な崖がある土地
- 境界が明らかでない土地
- 担保権などの権利が設定されている土地
- 通路など他人による使用が予定される土地

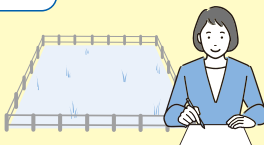


手続にはお金がかかるの？

申請時に**審査手数料**を納付いただくほか、国庫への帰属について承認を受けた場合には、**負担金**（10年分の土地管理費相当額）を納付いただく必要があります。具体的な金額や算定方法は、今後、政令で定められる予定です。

手続イメージ

① 承認申請



- ・ 相続等によって土地を取得した相続人が申請
- ・ 共有地の場合は共有者全員で申請
- ・ 申請書及び添付書類の提出
- ・ 審査手数料の納付

② 法務大臣（法務局）による要件審査・承認



- ・ 書面審査や実地調査などの要件審査の実施
- ・ 要件を満たす場合は、法務大臣が承認
- ・ 承認の場合、負担金の額を通知

※申請者が希望する場合、申請受付後に、国や地方公共団体等に対して情報提供し、寄附受けなど土地の有効活用機会を確保

④ 国庫に帰属

③ 申請者が負担金を納付 （通知を受け取ってから30日以内）

3 民法のルールの見直し

土地・建物に特化した財産管理制度の創設

令和5年4月1日施行



どんな制度なの？

所有者不明土地・建物や、管理不全状態にある土地・建物は、公共事業や民間取引を阻害したり、近隣に悪影響を発生させるなどして問題となりますが、これまで、その管理に適した財産管理制度がなく、管理が非効率になりがちでした。

そこで、土地・建物の効率的な管理を実現するために、**所有者が不明であったり、所有者による管理が適切にされていない土地・建物を対象に、個々の土地・建物の管理に特化した財産管理制度**が新たに設けられました。

所有者不明土地・建物の管理制度

調査を尽くしても所有者やその所在を知ることができない土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって、**その土地・建物の管理を行う管理人(※)**を選任してもらうことができるようになります。

管理人は、裁判所の許可を得れば、所有者不明土地の売却等もすることができるよ。公共事業や民間取引の活性化にもつながるね。



管理不全状態にある土地・建物の管理制度

所有者による管理が不適当であることによって、他人の権利・法的利益が侵害され又はそのおそれがある土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって、**その土地・建物の管理を行う管理人(※)**を選任してもらうことができます。

ひび割れ・破損が生じている擁壁の補修工事や、ゴミの撤去・害虫の駆除も管理人にお願いできるようになるね。



※管理人には、事案に応じて、弁護士・司法書士等のふさわしい者が選任されます。

共有制度の見直し

令和5年4月1日施行



どうして見直しがされることになったの？

共有状態にある不動産について、所在等が不明な共有者がいる場合には、その利用に関する共有者間の意思決定をすることができなかつたり、処分できずに公共事業や民間取引を阻害したりしているといった問題が指摘されています。

また、所有者不明土地問題をきっかけに共有物一般についてのルールが現代に合っていないことが明らかになりました。

そこで、**共有物の利用や共有関係の解消をしやすくする観点から、共有制度全般について様々な見直し**が行われました。

共有物を利用しやすくするための見直し

- 共有物につき軽微な変更をするために必要な要件が緩和されました(全員の同意は不要で、持分の過半数で決定可。)
- 所在等が不明な共有者がいる場合には、他の共有者は、**地方裁判所に申し立て、その決定**を得て、
 - ・残りの共有者の持分の過半数で、管理行為(例：共有者の中から使用者を1人に決めること)ができます。
 - ・残りの共有者全員の同意で、変更行為(例：農地を宅地に造成すること)ができます。

共有関係の解消をしやすくするための新たな仕組みの導入

所在等が不明な共有者がいる場合には、他の共有者は、**地方裁判所に申し立て、その決定**を得て、所在等が不明な共有者の**持分を取得**したり、その持分を含めて**不動産全体を第三者に譲渡**することができます(※)。

土地の共有者が不明でストップしていた事業も、これからは進めていけそうだなあ。期待だね！



※裁判所において、持分に応じた時価相当額の金銭の供託が必要になります。

遺産分割に関する新たなルールを導入

令和5年4月1日施行



新たなルールはどんなもの？

相続が発生してから遺産分割がされないまま長期間放置されると、相続が繰り返されて多数の相続人による遺産共有状態となる結果、遺産の管理・処分が困難になります。

また、遺産分割をする際には、法律で定められた相続分（法定相続分）等を基礎としつつ、個別の事情（例えば、生前贈与を受けたことや、療養看護等の特別の寄与をしたこと）を考慮した具体的な相続分を算定するのが一般的です。しかし、長期間が経過するうちに具体的な相続分に関する証拠等がなくなってしまう、遺産分割が難しくなるといった問題があります。

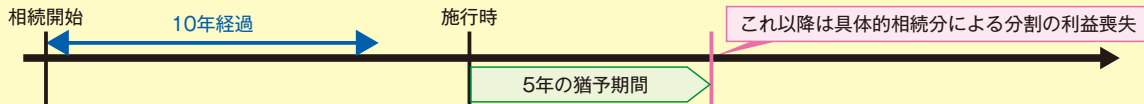
そこで、**遺産分割がされずに長期間放置されるケースの解消を促進する仕組み**が新たに設けられました。

長期間経過後の遺産分割のルール

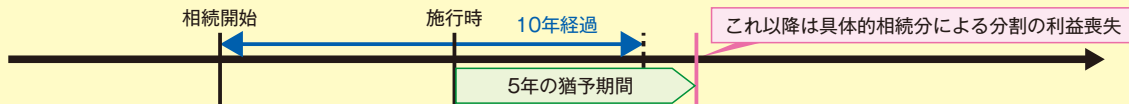
被相続人の死亡から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として、**具体的な相続分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分によって画一的に行う**こととされました。

※新たなルールは改正法の施行日前に開始した相続についても適用されますが、次のように施行時から5年間の猶予期間が設けられます。

① 施行時に相続開始から既に10年が経過しているケース…施行時から5年が経過した時が基準



② 施行時から5年以内に相続開始から10年が経過するケース…施行時から5年が経過した時が基準



改正法の施行日前に開始した相続についても適用されるので、早めの遺産分割が肝心だよ！



相隣関係の見直し

令和5年4月1日施行



どんな見直しがされたの？

隣地の所有者やその所在を調査しても分からない場合には、隣地の所有者から隣地の利用や枝の切り取り等に必要となる同意を得ることができないため、土地の円滑な利活用が困難となります。

そこで、**隣地を円滑・適正に使用することができるようにする観点から、相隣関係に関するルールの様々な見直し**が行われました。

隣地使用権のルールの見直し

境界調査や越境してきている竹木の枝の切り取り等のために隣地を一時的に使用することができることが明らかにされるとともに、**隣地の所有者やその所在を調査しても分からない場合にも隣地を使用することができる仕組み**が設けられました。

ライフラインの設備の設置・使用権のルールの整備

ライフラインを自己の土地に引き込むために、**導管等の設備を他人の土地に設置する権利や、他人の所有する設備を使用する権利**があることが明らかにされるとともに、設置・使用のためのルール（事前の通知や費用負担などに関するルール）も整備されました。

越境した竹木の枝の切り取りのルールの見直し

催促しても越境した枝が切除されない場合や、竹木の所有者やその所在を調査しても分からない場合等には、**越境された土地の所有者が自らその枝を切り取ることができる仕組み**が整備されました。

わざわざ裁判をしなくても、枝を切れるようになるよ！



施行日

民法等の一部を改正する法律

● 民法改正関係 P. 6~7

令和5年4月1日

● 不動産登記法改正関係 P. 3~4

次のとおり、段階的に順次施行予定

- 相続登記の申請の義務化関係は、令和6年4月1日
- 住所等の変更登記の申請の義務化、所有不動産記録証明制度関係は、令和8年4月までに施行（具体的な日は今後政令で定められます。）
- その他は、令和5年4月1日

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

● 相続土地国庫帰属制度関係 P. 5

令和5年4月27日

それぞれのページにも
施行時期を書いているので
チェックしてみてね！



問合せ先

☎ 03 - 3580 - 4111

法務省民事局

参事官室（民法改正関係）

民事第二課（不動産登記法改正関係・相続土地国庫帰属法関係）

各法務局のホームページは、https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku_index.html



詳しくは
左の二次元コードをスキャン
又は
「法務省 所有者不明」
で検索！



- 裁判所への申立てをするための手続や必要書類等については、

最寄りの裁判所

<https://www.courts.go.jp>

- 法制度や相談窓口についてのお問い合わせは、

日本司法支援センター（法テラス）

<https://www.houterasu.or.jp/>

法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし
0570 - 078374

（平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00 祝日・年末年始を除く）

（※IP電話からは 03-6745-5600）

- 法律専門家（弁護士・司法書士）に相談したい場合は、

日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）

https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice.html

日本司法書士会連合会のホームページ（登記手続のご案内）

<https://www.shiho-shoshi.or.jp/>

相続登記相談センター（予約受付フリーダイヤル）

いさんの なやみに
0120 - 13 - 7832

（平日10:00~16:00 年末年始・お盆期間を除く）



あなたの相続手続きを応援します！

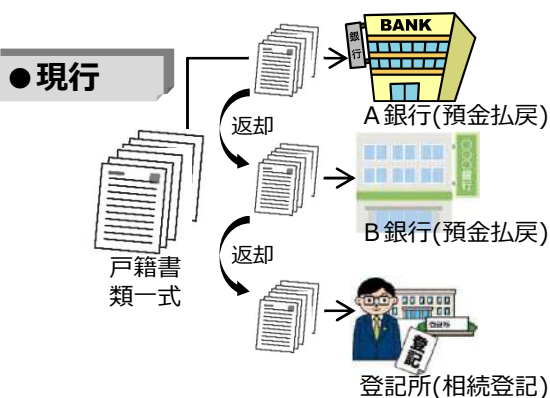
法定相続情報証明制度



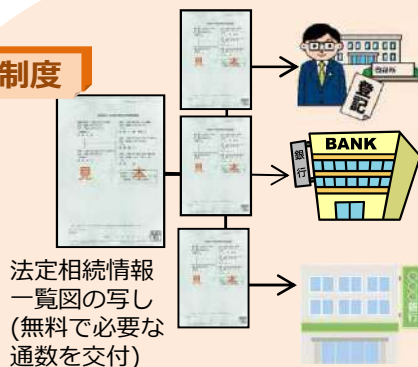
平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



● 新制度



ポイント！

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

手続きの流れ

～法定相続情報証明制度の手続きの3STEP！～

STEP 1

必要書類の収集

STEP 2

法定相続情報一覧図の作成

STEP 3

申出書の記入・
登記所へ申出



法定相続情報一覧図
の写しの交付

戸籍謄本の束の代わりとして
各種相続手続きへお使いください。

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#) でもご覧いただけます。

STEP 1 必要書類の収集

手続に当たって、用意していただく必要のある書類は、次のとおりです。

(注) 同一の申出人が、同一の登記所に対して同時に2件以上の申出を行う場合において、以下の必要書類のうち各申出に共通する書類については、1通のみ提出いただくことで差し支えありません。

～必ず用意する書類～

	書類名	取得先	確認
①	✓ 被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本 出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	☐
②	✓ 被相続人（亡くなられた方）の住民票の除票 被相続人の住民票の除票を用意してください。	被相続人の最後の住所地の市区町村役場	☐
③	✓ 相続人の戸籍謄抄本 相続人全員の現在の戸籍謄本又は抄本を用意してください（被相続人が死亡した日以後の証明日のものがが必要です。）。	各相続人の本籍地の市区町村役場	☐
④	✓ 申出人（相続人の代表となって、手続を進める方）の氏名・住所を確認することができる公的書類 具体的には、以下に例示（※1）する書類のいずれか一つ ◆ 運転免許証の表裏両面のコピー（※2） ◆ マイナンバーカードの表面のコピー（※2） ◆ 住民票記載事項証明書（住民票の写し） など ※1上記以外の書類については、登記所に確認してください。 ※2原本と相違がない旨を記載し、申出人の記名をしてください。	—	☐

～必要となる場合がある書類～

	書類名	取得先	確認
⑤	✓ （法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合） 各相続人の住民票記載事項証明書（住民票の写し） 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは、相続人の任意によるものです。	各相続人の住所地の市区町村役場	☐
⑥	✓ （委任による代理人が申出の手続をする場合） ⑥-1 委任状 ⑥-2（親族が代理する場合）申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本（①又は③の書類で親族関係が分かる場合は、必要ありません。） ⑥-3（資格者代理人が代理する場合）資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等	⑥-2について、市区町村役場	☐
⑦	✓ （②の書類を取得することができない場合）被相続人の戸籍の附票 被相続人の住民票の除票が市区町村において廃棄されているなどして取得することができない場合は、被相続人の戸籍の附票を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	☐

STEP 2 法定相続情報一覧図の作成

被相続人（亡くなられた方）及び戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図を作成します。

（記載例）

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地

最後の本籍 ○県○郡○町○番地

出生 昭和○年○月○日

死亡 平成28年4月1日

（被相続人）

法 務 太 郎

住所 ○県○郡○町○34番地

出生 昭和45年6月7日

（長男）

法 務 一 郎（申出人）

住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和47年9月5日

（長女）

相 続 促 子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号

出生 昭和50年11月27日

（養子）

登 記 進

住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和○年○月○日

（妻）

法 務 花 子

以下余白

法定相続情報一覧図の記入様式は、
法務局ホームページ  に掲載
しています。

法定相続情報一覧図は、A4サイ
ズの白い紙に記載してください。

その他の留意点 1

- ✓ 被相続人の最後の本籍の記載は任意です。
- ✓ 相続人の住所の記載は任意です（記載した場合は、その相続人の住民票記載事項証明書が必要です。）。
- ✓ 相続放棄をした相続人がいる場合も、一覧図には氏名、生年月日及び続柄を記載してください。
- ✓ 推定相続人が廃除された場合は、その方の氏名、生年月日及び続柄は記載しないでください。

その他の留意点 2

- ✓ 続柄については、子であれば「子」、配偶者であれば「配偶者」と記載しても差し支えありません（ただし、その場合は、相続税の申告手続等にお使いいただけない場合があります。）。

作成日：○年○月○日
作成者：○○○士 ○○ ○○
（事務所：○市○町○番地）

STEP 3 申出書の記入、登記所へ申出

申出書に必要事項を記入し、STEP 1 で用意した書類、STEP 2 で作成した法定相続情報一覧図と合わせて登記所へ申出をします。

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

申 出 年 月 日	令和 年 月 日	法定相続情報番号	-
被相続人の表示	氏 名 最後の住所 生 年 月 日 死亡年月日		
申 出 人 の 表 示	住所 氏名 連絡先 被相続人との続柄		
代 理 人 の 表 示	住所（事務所） 氏名 連絡先 申出人との関係		
利 用 目 的	☐ 不動産登記 ☐ 預貯金の払戻し ☐ 相続税の申告 ☐ 年金等手続 ☐ その他		
必要な写しの通 達・交付方法	通（ ☐ 窓口で受取 ☐ 郵送） ※郵送の場合、送付先は申出人（又は代理人）の表示欄にある住所（事務所）となる。		
被相続人名義の 不動産の有無	☐ 有 ☐ 無		
申 出 先 登 記 所 の 種 別	☐ 被相続人の本籍地 ☐ 被相続人の最後の住所地 ☐ 申出人の住所地 ☐ 被相続人名義の不動産の所在地		
上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。			
（地方）法務局 支局・出張所 宛			

申出をする登記所

以下の地を管轄する登記所のいずれかを選択してください。

- ① 被相続人の本籍地
- ② 被相続人の最後の住所地
- ③ 申出人の住所地
- ④ 被相続人名義の不動産の所在地

申出や一覧図の写しの交付は、郵送によることが可能です。

一覧図の写しの交付のため、返信用の封筒及び郵便切手を同封してください。

一覧図の写しは、相続手続に必要な通数を交付します。

一覧図の写しは、相続手続に必要な限度の通数をお求めください。

申出後は、登記官が提出書類の不足や誤りが無いことを確認し、一覧図の写しを交付します。

申出書は、法務局ホームページ  に掲載しています。

よくあるご質問

手数料はかかりますか？

本制度は、無料でご利用いただけます。
※戸籍謄本の取得には、所定の手数料が必要となります。
また、郵送による申出や一覧図の交付に当たっては、所定の郵送料が必要となります。

提出した戸籍謄本は返却されますか？

戸籍謄本等は、一覧図の写しを交付する際に併せて返却します。

※STEP1で示す「必ず用意する書類／必要となる場合がある書類」に掲げる①、②（⑦）、③及び⑤は、登記官が内容を確認した後、一覧図の写しを交付する際に返却します。なお、⑥は、原則返却しませんが、原本と併せてコピー（原本と相違がない旨を記載し、代理人の記名がされたもの）が提出された場合は、その原本を返却します。

一覧図に記載する被相続人との続柄については、必ず戸籍に記載される続柄を記載する必要がありますか。

申出人の選択により、続柄を「子」と記載することでも差し支えありません。ただし、続柄を「子」と記載した場合は、相続税の申告等、これを利用することができない場合がありますので、ご注意ください。

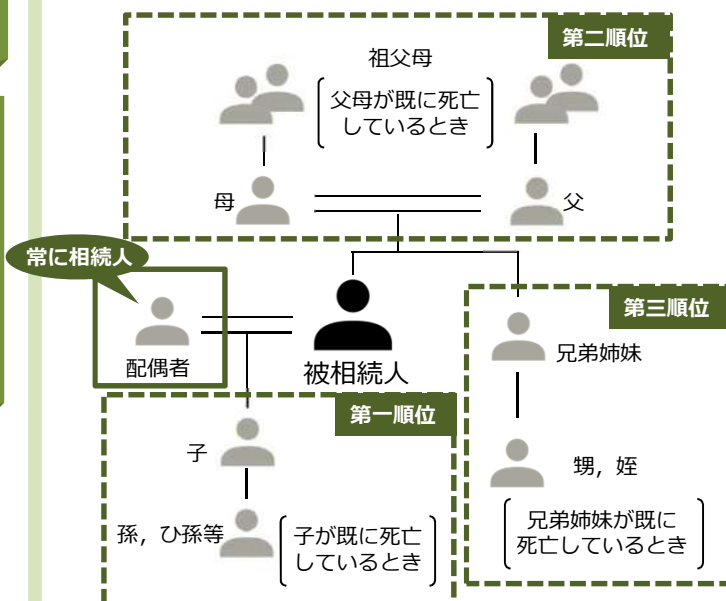
一覧図に相続人の住所は記載しなくてもよいのですか。

法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは相続人の任意とされていますが、記載することにより、その後の手続（例：相続登記等の申請、遺言書情報証明書の交付の請求等）において各相続人の住所を証する書面（住民票の写し）の提供が不要となることがあります。

※詳細については、法定相続情報一覧図の写しの提出先となる各機関へお問い合わせください。

家族のうち、誰が相続人となるのですか？

相続人の範囲は、次のとおりです。



申出の手続をとる時間はありません。誰かに頼むことはできますか？

申出の手続は、次の資格者代理人に依頼することができます。

- ・弁護士 ・司法書士 ・土地家屋調査士
- ・税理士 ・社会保険労務士 ・弁理士
- ・海事代理士 ・行政書士

※本制度の委任による代理は、上記の専門家のほか、申出人の親族に限られます。

一覧図の写しが追加で必要となりました。再交付を受けることは可能ですか？

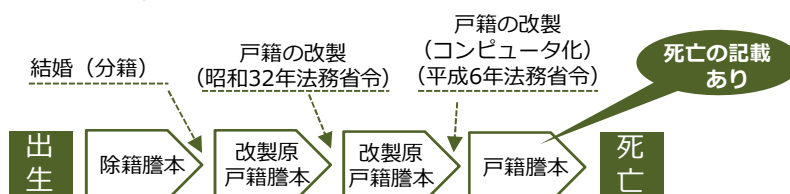
再交付をすることは可能です。

※提出された法定相続情報一覧図は、登記所において5年間保管されます。この間は、一覧図の写しを再交付することが可能です。再交付の申出書は、法務局ホームページをご覧ください。

被相続人の出生から亡くなるまでの戸除籍謄本とは何ですか？

相続人を特定するためには、被相続人（亡くなられた方）の全ての戸除籍謄本を漏れなく確認する必要があります。戸籍は、被相続人が生まれてから結婚による分籍や転籍、戸籍のコンピュータ化による改製などにより、複数種類にわたる場合があります。市区町村役場で戸籍謄本を請求する際は、相続手続に必要なため、被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸除籍謄本が必要であることをお伝えください。

●出生から死亡までの連続した戸除籍謄本のイメージ



令和6年4月から 相続登記が 義務化されます！

なくそう、
所有者不明土地！



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

詳しくは、こちらの**法務省ホームページ**を
ご覧ください。▶

あなたと家族をつなぐ相続登記



相続登記の申請や法定相続情報証明の

手続案内は**予約制**ですので、

事前に**電話**でお問い合わせください。

予約申込み連絡先は裏面にあります。

詳しくはこちらを
ご覧ください。



★ まずは、**ホームページの申請書等の様式及び作成方法等をご確認**いただき、ご不明な点がありましたら、手続案内を利用ください。

相続登記の専門家に相談したい場合は**山形県司法書士会**へ

TEL 0120-13-7832（相続登記センター）



遺言書は法務局に預けると安心です！

自筆証書遺言書保管制度

- 法務局へ預けて、紛失・改ざんを防止
- 家庭裁判所の手続（検認）が不要
- 保管手数料3,900円
- 手続には予約が必要です。

法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>



遺言書ほかんガル

あなたの
遺言書を大切に
お預かりします

詳しい手続は、**山形地方法務局 遺言** をご覧ください。



法務局があなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度

手数料
無料

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続のために、戸籍謄本の束を、各提出先に何度もし直す必要がなくなります。

※相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。



詳しい手続は、**法務局 法定相続情報** をご覧ください。



お問い合わせはお近くの**法務局**へ

山形地方法務局 023-625-1321(代表)

寒河江支局 0237-86-3258

米沢支局 0238-22-2148

酒田支局 0234-25-2221

村山出張所（自筆証書遺言書保管制度は取り扱っておりません。） 0237-53-2812

新庄支局 0233-22-7528

鶴岡支局 0235-22-1003

大地整第214号

令和5年6月2日

村 民 各 位

大蔵村長 加 藤 正 美

きれいな川で住みよいふるさと運動（河川清掃）の実施について

きれいな川で住みよいふるさと運動は、美しく快適で豊かな県土づくりの一環として、県民、関係機関、団体の積極的な参加により、河川・海岸愛護に対する県民意識の向上を図り、美しい水辺環境をつくっていかうとするものです。

この運動のもと、県では7月第1日曜日を県民河川・海岸愛護デーと定め、各種愛護活動を推進しています。本村では第1回大蔵村河川愛護デーとして、6月25日（日）に河川清掃を実施いたします。

つきましては住民の皆様の積極的な参加をいただき、県民一丸となって河川の清掃をお願いいたします。尚、実施場所については裏面のとおりです。

大蔵村河川愛護デー
令和5年6月25日（日）
午前6時から午前7時30分

※拾ったごみの分別について、ご協力をお願いいたします。

※裏面もご覧ください。

1. 実施日時 令和5年6月25日（日） 午前6時から午前7時30分

2. 作業内容 河川敷地のごみ収集等

河 川 ご み 収 集 方 法

可燃ごみ と **不燃ごみ** を **分別して** 袋に入れてください。

- ・役場からは透明のビニール袋1種類を各地区に配布しますので、地区毎に可燃と不燃を分けてビニール袋に入れてください。
- ・ごみは、地区ごと一箇所に置いてください。回収車が回収に行きます。
- ・河川ごみは、普通の生活ごみと処分の仕方が違います。ゴミステーションに入れても処分できないので気を付けてください。

※ペットボトルについては**不燃ごみ**として分別してください。

※以下のごみは河川清掃では回収できませんので、ご注意ください。

産業廃棄物、流木・土砂等、農機具・農業用機械等、農薬のビン、廃家電、廃酸等の薬品、自転車等の粗大ごみ

3. 作業箇所

地区名	実施箇所	集合場所	ごみ置場
熊 高	大浦橋上流	大浦橋上流	熊高公民館前
上 竹 野	大浦橋下流	大浦橋下流	大浦橋左岸国道脇空地
通 り	通り橋右岸上下流	通り橋右岸	通り橋右岸
白 須 賀	通り橋左岸上下流	通り橋左岸	通り橋左岸
比 良 稲 沢	最上川左岸稲沢橋上下流	稲沢橋	稲沢橋左岸
作 の 巻	最上川左岸	消防小屋前	消防小屋前
清 水 一	最上川右岸大蔵橋下流	大蔵橋付近	堤防天端道路の上 合海地区コミュニティ センター前
清 水 二	最上川右岸役場裏上下流	役場裏堤防	
清 水 三	最上川右岸役場裏上下流	役場裏堤防	
季 の 里	最上川右岸役場裏上下流	役場裏堤防	
合 海	最上川右岸稲沢渡船場跡上下流	渡船場跡	
塩	旧南山橋上下流	旧南山橋	旧南山橋左岸
升 玉	升玉橋左右岸上下流	升玉橋	升玉橋付近
肘 折	肘折地域全域（苦水川）	金山橋	金山橋付近
金 山	苦水川橋上下流	苦水橋	苦水橋付近
赤 松	赤松橋上下流	赤松橋	赤松橋付近
烏 川	最上川左岸烏川大橋上下流	烏川大橋	烏川大橋付近

4. 注意事項

- ◎ 例年この時期の県内では『ツツガムシ病』が多発します。作業中は肌を出さない等充分にご注意してください。
- ◎ 当日は1日傷害保険に加入しております。万一事故が発生した場合には直ちに役場地域整備課（TEL 75-2111）までご連絡をお願いします。（草刈り機械等を用いての事故については補償対象外になりますので、個別に保険に加入するようにしてください。）

大蔵村子育て支援住宅 入居者募集!!

申込期間

令和5年6月5日（月）～令和5年6月19日（月）

入居者資格

次のすべての要件に該当する方

- ①小学生までのお子さんがある世帯。または出産予定の世帯。
- ②税および公共料金等の滞納がない世帯。
- ③入居申込者および同居しようとする者に暴力団がないこと。
- ④入居時に賃貸保証会社と賃貸保証の契約を自己負担で締結できる世帯。
- ⑤入居後に自治会組織などの地域活動へ積極的に参加する意思がある世帯。

※ ただし、期限付き入居住宅であり、子どもが小学校卒業までに退去いただきます。

申し込み

申込書および添付書類を大蔵村地域整備課まで提出してください。申込書は地域整備課に準備してあるほか、大蔵村ホームページからもダウンロードできます。

- ※ 添付書類：①住民票謄本（出産予定の場合は、母子手帳の出産予定日が分かるページのコピー）
②所得証明書(全員分) ③納税証明書(全員分)・公共料金等納付証明書 ④賃貸保証委託申込書
⑤その他村長が必要と認めるもの

選考方法

申し込みの内容を審査のうえ、入居者選考委員会の意見を聞いて選考します。

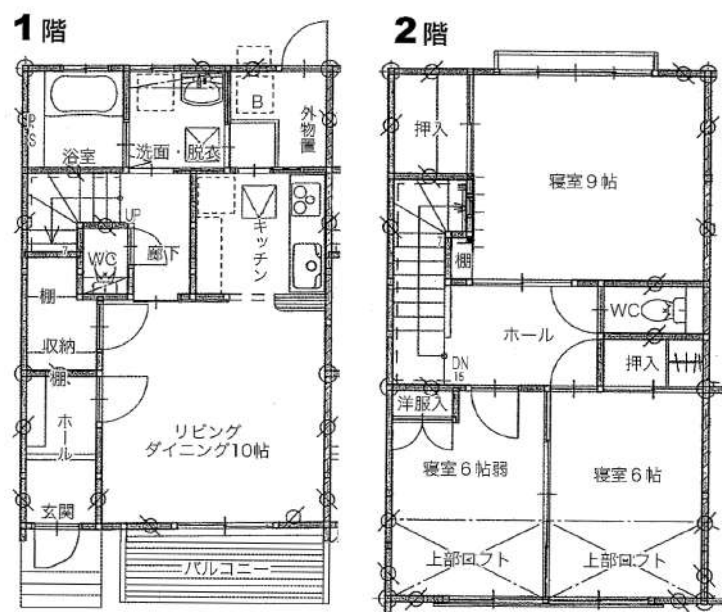
なお、選考した結果が募集戸数を超える場合は、抽選により決定します。

使用料

30,000円～40,000円

※同居する小学生までの子どもの人数により次のとおりです。

0人／40,000円（出産予定含む）、1人／35,000円、2人以上／30,000円



大蔵村の主な「子育て支援」

- 誕生祝金の支給 10万円～30万円
- 入学祝金の支給 小学生、中学生にあがるたびに5万円
- 予防接種、フッ素塗布無料
- 0歳から18まで医療費無料
- 放課後学童クラブ（有料）
- 保育料無償化 など

構造／木造2階建（長屋式）
5世帯×3棟
間取り／3LDK（94.4㎡）
設備／IHクッキングヒーター
蓄熱式暖房
駐車場／2台
敷金／使用料の2ヶ月分

問い合わせ

〒996-0212 山形県最上郡大蔵村大字清水 2528
大蔵村役場 地域整備課 維持管理係
電話 0233-75-2111（内線 224）